

平成28年度葉山町議会第2回定例会提出議案

- | | | | | |
|----|----|---|---|------------------|
| 議案 | 1 | 平成28年度葉山町一般会計補正予算(第1号) | } | 別紙「補正予算案の概略」のとおり |
| | 2 | 平成28年度葉山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) | | |
| | 3 | 平成28年度葉山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) | | |
| | 4 | 平成28年度葉山町介護保険特別会計補正予算(第1号) | | |
| | 5 | 平成28年度葉山町下水道事業特別会計補正予算(第1号) | | |
| | 6 | 葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり | | |
| | 7 | 葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり | | |
| | 8 | 葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり | | |
| | 9 | 葉山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり | | |
| | 10 | 財産の取得について
塵芥収集車を8,532,000円で横浜日野自動車(株)から取得するもの | | |
| 報告 | 2 | 平成27年度葉山町繰越明許費繰越計算書(一般会計)
平成27年度葉山町一般会計の繰越明許費繰越計算書について説明するもの | | |
| | 3 | 平成27年度葉山町繰越明許費繰越計算書(下水道事業特別会計)
平成27年度葉山町下水道事業特別会計の繰越明許費繰越計算書について説明するもの | | |
| | 4 | 土地開発公社の経営状況に関する説明書の報告について
平成27年度の葉山町土地開発公社の経営状況について説明するもの | | |

平成 28 年度 6 月補正予算案の概略

(単位:千円)

会計名	補正前の予算額	補正予算額	補正後の予算額	
一般会計	9,339,000	235,460	9,574,460	
特別会計	国民健康保険	4,142,013	230	4,141,783
	後期高齢者医療	933,300	43	933,257
	介護保険	2,855,659	150	2,855,509
	下水道事業	1,463,849	513	1,463,336
	計	9,394,821	936	9,393,885
合計	18,733,821	234,524	18,968,345	

◇ 歳入予算

- 地方交付税(特別交付税) 9,999 千円
- 国県支出金
 - ・臨時福祉給付金給付事業費補助金 13,500 千円
 - ・年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金 9,000 千円
 - ・臨時福祉給付金等給付事務費補助金 4,980 千円
 - ・地域密着型サービス施設等整備費補助金 123,830 千円
 - ・施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金 18,009 千円
 - ・市町村自治基盤強化総合補助金(地方創生推進事業補助金) 4,275 千円
- 繰入金(財政調整基金繰入金) 50,000 千円
- 諸収入
 - ・コミュニティ助成事業助成金 1,000 千円
 - ・消防団員退職報償金 867 千円

◇ 歳出予算

- 職員給与費の見直し 16,834 千円
 - 地域手当支給割合の段階的引下げ

(一般会計 15,898 千円、特別会計 936 千円)
- 公共施設等総合管理計画の策定 364 千円
 - 公共施設等総合管理計画策定のための策定委員会の開催
- コミュニティ助成事業助成金 1,000 千円
 - イトーピア葉山自治会が行うイトーピア会館の設備の整備
に対する助成

➤ 空家等対策の推進	246 千円
空家の利活用等を協議する空家等対策協議会の開催	
➤ 葉山の魅力発信・発掘の推進	5,745 千円
インスタグラムを活用した写真展の開催やガイドブックの作成	
➤ 安心安全なまちづくりの推進	3,142 千円
小中学校付近や森戸海岸線に防犯カメラを設置 5箇所 10台	
➤ 地域密着型特別養護老人ホーム整備費用の補助	215,339 千円
平成29年4月開所予定の地域密着型介護老人福祉施設の整備費用に対する補助	
➤ 臨時福祉給付金等の給付	27,480 千円
低所得者の消費税率引上げによる影響緩和等のための給付金の支給	
➤ 健康づくりの支援	269 千円
葉山体操の普及促進を図るためのポスター作成とCDラジカセの購入	
➤ 鳥獣対策実施隊の隊員報酬	46 千円
鳥獣による農作物被害の防止を目的に設置する実施隊の隊員報酬	
➤ 消防団員退職報償金の増額	867 千円
当初見込みを上回ったことに伴う更正増	
➤ 防災資機材の補充	789 千円
熊本地震被災地（益城町）への支援物資送付分の備蓄資機材の補充	
➤ 秋田県教員視察の増額	163 千円
「学びづくり研究推進事業」の充実を図るための派遣教員の増員（3名 6名）	
➤ 南郷中学校社会見学補助金の増額	50 千円
学級数増加に伴う更正増（8学級 9学級）	
➤ 予備費(歳入歳出額の調整)	3,206 千円

条例の概要

題 名

葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

本町における公共施設等総合管理計画の策定及び実施について調査審議する葉山町公共施設等総合管理計画策定委員会を、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の附属機関として新たに設置することとした。

2 内 容

町長の附属機関として葉山町公共施設等総合管理計画策定委員会を置き、委員の報酬を月額 9,000 円(大学教授等については、月額 23,000 円)とすることとした。

3 施行期日

この条例は、平成 28 年 7 月 1 日から施行することとした。

条例の概要

題 名

葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
 を改正する条例

1 趣 旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、個人番号を利用することができる事務を定めることとした。

2 内 容

（1）個人番号を利用することができる事務及び当該事務を処理するために利用することができる特定個人情報に次のものを追加することとした。

個人番号を利用することができる事務	利用することができる特定個人情報
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務	障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの
	地方税に関する情報であって規則で定めるもの
	介護保険給付等に関する情報であって規則で定めるもの
	障害者自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による在宅重度障害者等手当の支給に関する事務	障害者に関する情報であって規則で定めるもの
	地方税に関する情報であって規則で定めるもの
	介護保険給付等に関する情報であって規則で定めるもの
葉山町心身障害者医療費助成規則による心身障害者医療費助成に関する事務	障害者に関する情報であって規則で定めるもの
	地方税に関する情報であって規則で定めるもの

	小児の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
	ひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
葉山町重度障害者住宅設備改造に関する助成要綱による重度障害者住宅設備改造の助成に関する事務	地方税に関する情報であって規則で定めるもの 障害者に関する情報であって規則で定めるもの
葉山町身体障害者自動車改造費助成事業実施要綱による身体障害者自動車改造費助成に関する事務	地方税に関する情報であって規則で定めるもの 障害者に関する情報であって規則で定めるもの

また、小児及びひとり親家庭の医療費の助成に関する事務を処理するために利用することができる特定個人情報に、障害者に関する情報であって規則で定めるもの並びに小児及びひとり親家庭の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるものをそれぞれ追加することとした。

個人番号を利用することができる事務	利用することができる特定個人情報
葉山町小児の医療費の助成に関する条例による小児の医療費の助成に関する事務	地方税に関する情報であって規則で定めるもの
	障害者に関する情報であって規則で定めるもの <u>追加</u>
	ひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの <u>追加</u>
葉山町ひとり親家庭等の医療費助成に関する規則によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務	地方税に関する情報であって規則で定めるもの
	障害者に関する情報であって規則で定めるもの <u>追加</u>
	小児の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの <u>追加</u>

(2) 法の一部改正による引用条文の号ずれを改めることとした。

3 施行期日

この条例は、平成 28 年 8 月 1 日から施行することとした。ただし、引用条文の号ずれを改めるものについては、法の改正規定の施行日から施行することとした。

条例の概要

題 名

葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

空家等対策の推進に関する特別措置法第7条の規定に基づき空家等対策計画の作成等に関する協議を行う空家等対策協議会及び鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条の規定に基づき鳥獣被害の調査、鳥獣の捕獲等を行う鳥獣被害対策実施隊を新たに設置するにあたり、地方自治法第203条の2第4項の規定により報酬額を定めることとした。

2 内 容

- (1) 空家等対策協議会委員の報酬額は、日額9,000円（大学教授、弁護士等については、日額23,000円）とすることとした。
- (2) 鳥獣被害対策実施隊員の報酬額は、年額3,000円とすることとした。

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行することとした。

条例の概要

題 名

葉山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

職員の地域手当について改正を行うこととした。

2 内 容

地域手当の支給割合を10パーセントから6パーセントに改めることとした。ただし、この条例の施行日から平成29年3月31日までの間における地域手当の支給割合については、8パーセントとすることとした。

3 施行期日

この条例は、平成28年7月1日から施行することとした。